

オオクチバス漁業権と取り組む

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢裕子

私たち全国ブラックバス防除市民ネットワーク(通称ノーバスネット)は、2020年度、「オオクチバス漁業権を見直すプロジェクト」を開始しました。この話題は昨年のシナイモツゴ郷の会のシンポジウムでも発表させていただきましたので、今回はその進捗状況についてご報告するとともに、オオクチバス漁業権切替の可能性と、今後市民団体ができることを考えたいと思います。

1. オオクチバス漁業権を見直すプロジェクトの2020年～2021年の活動

ノーバスネットが2020年度に「オオクチバス漁業権を見直すプロジェクト」を開始した第一の理由は、ご承知のように、オオクチバス漁業権免許の切替時期(2023年度)が迫っていたからです。

この免許の切替は10年に一度なので、前回の切替は2013年度でした。このとき、ノーバスネットは切替に反対する要望書を、日本魚類学会と一緒に山梨県に提出しましたが、それは2013年4月のことで、残念ながら異議を唱えるには遅すぎる時期でした。2013年度の切替に際し、水産庁は前年度2012年度6月に「漁場計画の樹立について」という通知を各県に向けて出し、各県はこれを受け、漁場計画の作成に取り組みます。つまり、遅くとも通知直後くらいに要望書を出さないと間に合わないということが、このときにわかったのです。

そこで今回は2022年の6月頃に「漁場計画の樹立について」が出されるという想定のもとに、漁業権切替のスケジュールを推測しました。そして、それに合わせる形で、できることを進めることにしました。具体的にいうと次のような活動を行ってきました。

【2020年度】

- 情報収集、関係機関との意見交換により、漁業権免許へのスケジュール等を確認するとともに、ノーバスネットが漁業権を切り替えないでほしいという要望をもっていることを伝えた。面談したのは山梨県、環境省、水産庁。
- 年度末にノーバスネット会員向けのワークショップを開催してオオクチバス漁業権問題を整理するとともに、環境省、関東地方環境事務所、山梨県、全国内水面漁業協同組合連合会にオブザーバー参加していただき、水辺の生きもの保全活動を行っている団体側からの話題提供を聞いてもらった。

- その記録と、ノーバスネット会員団体によるオオクチバス防除を含む保全活動の紹介、これまで報告としてまとめられている密放流の記録、そして、オオクチバス漁業権を見直すプロジェクトとはどんな活動かをまとめた報告書『まだ続くのですか？ 特定外来生物オオクチバスの漁業権』を作成。

【2021 年度】

- 『まだ続くのですか？ 特定外来生物オオクチバスの漁業権』を、マスコミ各社、各県の水産部局、環境保全部局、自然保護団体などに郵送。産経新聞、朝日新聞などにバス問題が掲載された。
- 関係機関との意見交換を継続。面談・オンライン会議を行ったのは環境省、山梨県、全国内水面漁業協同組合連合会。
- オオクチバス漁業権の法律的に位置づけを理解するため、法律学者の諸坂佐利さんとのブレーン・ストーミングを実施。「既得権という権利は存在しない」など、目からウロコの知識が満載。
- 一方、ブラックバス問題を解決するにはオオクチバス漁業権だけでは不足ということも活動を通して実感されたことから、他の問題も含めたより広角な対策について検討を開始。
- 年度末に関係機関や自然保護団体との意見交換会(オンライン)を実施。実質的な話し合いを可能にするため、クローズドの会議とした。参加は環境省、日本魚類学会、日本トンボ学会、全国内水面漁業協同組合連合会、日本自然保護協会、WWF ジャパンとノーバスネットの会員団体。
- その結果を「ブラックバス問題(オオクチバス漁業権、密放流、管理釣り場、リリース)を前進させるための意見交換会報告書」としてまとめ、参加者で共有した。

2. オオクチバス漁業権問題が外来生物法改正法の附帯決議に(2022 年度)

こうした活動が奏功してくれたと書いていいかもしれませんが、今年度はブラックバス問題が大きく動きました。そのひとつは外来生物法改正法が成立した際、その附帯決議にブラックバス問題が「適切な措置を講ずべき事項」に盛り込まれたことです。

ご承知のように、今回の改正は①ヒアリ対策の強化、②アメリカザリガニやミシシippアカミミガメ対策のための規制手法の整備、③地方自治体など各主体による防除の円滑化、の3つが柱となっています。オオクチバスは直接関係がありません。にもかかわらず、オオクチバス問題が附帯決議に書き込まれた

のは、ここに至る過程で動いてくれる人がいたためです。

この法律改正に先立っては、「今後の外来生物対策のあり方に関する検討を行うための検討会（「外来生物対策のあり方検討会」）が2020～2021年度に5回開催され、その結果が2021年8月、「外来生物対策の今後のあり方に関する提言」として取りまとめられています。これを受けて環境大臣と農林水産大臣より諮問が行われ、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会において審議が行われ、その結果を踏まえて、2022年1月11日に中央環境審議会から環境大臣と農林水産大臣に対し、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置」（以下「答申」）が答申されました。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」について閣議決定がされ、第208回国会において成立したのは、この答申がベースになっており、そのまたベースとなったのが「外来生物対策の今後の在り方に関する提言」でした（成立は2022年5月11日）。

この検討会の委員として、「オオクチバス、コクチバスの防除は進んでいない」と一貫して発言し続けてきた研究者がいます。また、日本自然保護協会の担当者は、私たちが作成した『まだ続くのですか？ 特定外来生物オオクチバスの漁業権』を読んだ直後、第3回検討会（2021年6月8日）に有識者・関係団体として呼ばれ、意見を述べておられますが、このとき意見の最後に「オオクチバスの漁業権に対する国のスタンスを明確にする」という項目を追加してくれました。

こうした皆さんのおかげで、2022年1月11日の「答申」には「釣魚として人気種であるオオクチバスやコクチバスについては、前者は意図的に放流された可能性のある個体が防除後の湖沼においてさえも確認される事例も報告されており、後者は新しい河川水系での定着が相次いでおり、外来生物法の違反行為の撲滅が求められている」という、強い文言でバス問題が記載されました。

さらに、日本自然保護協会は衆議院・参議院の環境委員会の議員に要請・ロビーイングをするにあたりノーバスネットにも連携を呼びかけてくれ、外来生物法改正審議で野党議員からブラックバス問題について質問してもらうことができました。その結果、水産庁からは「放流量の削減や代替種の育成など、オオクチバスに頼らない生業の在り方について」各県に必要な指導助言を行っていくことや、山口環境大臣から「ブラックバスを増やすところもあると聞いて、全体像をもう少し心合せしなければいけないと思った」「水産庁から見解を示され、山梨県でもオオクチバスに頼らない漁場管理を考えていただいているようなので、平仄（条理や道筋の意味）を合わせてやっていきたい」という答弁をいただくことができました。

附帯決議に記載されたのは以下の文言です。

「特定外来生物オオクチバス・コクチバスによる世帯系や漁業への被害の実態と違法行為の実態を把握するとともに、地方公共団体及び民間団体等と連携して、違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取組を強化すること。また、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方や「オオクチバス等に係る指針」等のオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること」

国会の委員会の附帯決議は法律的な拘束力はないものの、立法府の意思や理念が示されるものであり、政府はこれを尊重し、無視できないようになっていきます。ブラックバスが今回の外来生物法改正法の項目に入っていなかったことを思うと、その意義は測りしれないといっているでしょう。

3. 自然保護団体や生物系学会と要望書を提出

もう一つの大きな動きは、要望書を提出したことです。せっかく附帯決議に記載していただいたのですから、それを効果的に推し進めるべく、2022年3月の意見交換会に参加してくださった市民団体、学会と同年8月4日付で環境大臣、農林水産大臣、山梨県知事、神奈川県知事宛に要望書を提出しました。一緒に提出してくれたのは日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)、日本野鳥の会の自然保護団体、日本魚類学会、日本トンボ学会で、ノーバスネットを含め6団体・学会での提出が実現しました。

環境大臣と農林水産大臣に向けた要望書は以下の内容です。

【要望1】2023年度の共同漁業権免許切替にあたり、特定外来生物オオクチバスを第五種共同漁業権対象魚種に加えないことを強く要望します。

【要望府】2022年5月11日に成立した外来生物法改正法の附帯決議に記載された特定外来生物オオクチバス・コクチバスの規制・対策を実行することを強く要望します。

神奈川県と山梨県に向けた要望書は以下の内容です。

【要望1】(同上)

【要望2】2023年度の漁業権切替において、諸般の事情から、やむを得ずオオクチバスに対する漁業権を継続させるような場合にあっては、第五種共同漁業権を免許する立場である山梨県及び神奈川県におきましては、次の点について当該漁協に対して示し、その実行を強く指導することを、要望いたします。

両県に対する要望の2には、万一漁業権が継続してしまう結果になっても、特定外来生物オオクチバスの遊漁料金は他の魚種と別途に設定すること、公有水面で特定外来生物から収益を得るのだから、収支を公開すること、漁業権が免許されなかった場合の漁場管理方針を漁協に示すこと、漁業権免許の期間を短くし、外来生物法の飼養等の許可の有効期間に合わせて3年ごとに見直すこ

と、などを記載しました。環境省、農水省への要望書において、これらの要望は【要望1】の中に記載し、両県を指導してほしいと要望しました。

今回、回答期間を明確にしなかったのも、特に回答はいただけていませんが、要望書提出直後に環境省、水産庁と意見交換を行いました。その結果わかったのは、環境省、水産庁、山梨県はすでに打ち合わせを行い、三者で何かしらやっつけようということになったということでした。神奈川県とも話をしているようですが、芦ノ湖は日本で最初に合法的にブラックバスを入れたことにプライドを持っているので、なかなかむずかしいとのことでした。ただし、水産庁は「寝耳に水」の附帯決議に困惑している印象で、面談時は「附帯決議が両院で決議されていることは承知している。国から漁業権をやめる方針を出すことは難しく、両県と相談しながらすすめていく」という回答が繰り返されました。

ちなみに、同じ2023年度の免許切替と言っても、県により時期が違い、神奈川県は2023年9月、山梨県は2024年1月が切替時期となります。切替に際しては県の内水面漁場管理委員会で審議が行われますが、8月28日に行われた神奈川県内水面漁場管理委員会では芦ノ湖のオオクチバス漁業権に関し、当然継続という方向だったようです。

10月18日に開催された山梨県内水面漁場管理委員会でも要望書に触れられることはなく、「漁業権免許切替事業の進捗状況について」という項目で、今後のスケジュールが説明されたにとどまりましたが、終了後に委員の雑談を漏れ聞いたところ、「何もしないわけにはいかない」というような発言がありました。いずれにしても、そろそろ今後の動きについて両省、両県に問い合わせをしたいと考えています。

4. オオクチバス漁業権切替と今後のノーバス活動

さて、そこで現状を振り返ると、オオクチバス漁業権の切替に関し、引き続き私たちにできることは何でしょうか。やはりせつかく附帯決議に加えてもらったので、これに従って何がどう実施されるのか両省に問い続けることと、両県の漁場管理委員会を傍聴に行くこと、必要に応じて再度要望書を提出することなどだろうと思います。

漁業権の見直しは今後も引き続き、求めていきたいと考えていますが、それ以上私たちにできることは少ないと考えています。しかし、水辺の生きもの保全活動に取り組んでいる以上、外来種とは今後も付き合い続ける必要があります。水辺の外来種は増える一方で、現場に立つとがっかり、うんざりするとも少なくありませんが、ブラックバス問題にもそのひとつとして引き続き取り組んでいかなければなりません。

私見ですが、今後取り組みが必要なのは、やはり「釣ったら駆除」をより広めていくことではないかと思います。ブラックバス問題で特徴的なのは、バスを駆除する人たち＝バスがいなくなることを願う人たちと、バスを利用する人たち＝バスが殖えることを願う人たちが同時並行していることです。しかし、規制の厳しい特定外来生物に指定され、駆除すべき生きものと位置づけられている生きものは基本、駆除と位置づけ、それを広めることが重要ではないでしょうか。

じつは、特定外来生物に指定された生きものの中に、外来生物法施行以前に日本に持ち込まれ、利用されてきた生きものはほかにもありました。たとえば、トマトなどの受粉に使われるセイヨウオオマルハナバチもそのひとつです。

外来生物法が成立し、厳しい規制のかかる特定外来生物にどの生物種を指定すべきか選定会議が開催されていた2004年度、特に利用の要望が高いことから1種のみで小会議が開催されている生物種が2つありました。それがセイヨウオオマルハナバチとブラックバスでした。

しかし、セイヨウオオマルハナバチとブラックバスでは決定的に違う点があります。利用したい人が防除に協力するかどうかという点です。セイヨウオオマルハナバチの防除も決して順風満帆に進んでいるわけではないようですが、それでも利用する人は逸出しないよう最大限つとめており、この種が野外に生息する状況を歓迎する人がいないという点だけでも大きく違います。在来種のクロマルハナバチに代替が進んでいるとも聞きます。

シンポジウムに先立ち、久しぶりにセイヨウオオマルハナバチを検索したところ、北海道庁のホームページに興味深い記事がありました。「セイヨウオオマルハナバチ・バスターズ募集中～白いおしりをつかまえろ!」というもので、動画もあります。4～5月に駆除をすると、次の年の女王バチを押さえることができるとして、捕獲の仕方を一般の人向けに説明しています。人に向かってくる攻撃的なハチではないとはいえ、刺されることはもちろんあるわけなのに、一般の人に「駆除に協力して」と呼びかけているのです。

こうしたことをオオクチバス、コクチバスでも実現できないでしょうか。外来生物法ではブラックバスを釣ることもリリースすることも違法ではありません。であれば、「釣ったら駆除して」と行政が呼びかけてくれると、それだけで「バスは駆除すべき生きもの」という認識が広がり、同時に、釣りによる駆除が進む可能性があります。

それに協力するのはやぶさかではないという釣り人さんも意外と多いのではないかと思います。実際、今年8月7日に配信されたYahoo!ニュース、「今も指摘される”密放流”、10年に一度の漁業権切り替え——「ぜんぜん終わってない」ブラックバス問題」(ノンフィクション作家・中村計氏)には、バサー

歴 30 年でバス釣りを楽しむ一方、駆除釣りにも積極的に参加する釣り人さんが紹介されています。私自身、以前は「釣って遊ぶためにどんどん増やされた魚を釣って駆除するのは本末転倒では」と思っていたが、「バスは釣ったら駆除」が徹底されると、釣り対象魚としての位置づけは大きく変わるのではないかと思います。

そうしたことも含め、今後はオオクチバス漁業権の推移を見ながら、「バスを密放流してもつまらないだけ」という状況をつくり出していくことが必要ではないかと考えています。